

**令和7年度 花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務及び公募型プロポーザル実施の目的

上関町は、半島部分と大小の島しょ部から構成されており、八島地区（離島）が四国電力（株）伊方発電所の半径30kmの区域（UPZ内）に含まれる。伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合、町民は船を使って約12km離れた室津地区（半島部）の上関町総合文化センターへ避難する計画となっている。

本町は、伊予灘、周防灘に面して好漁場に恵まれていることから、古くから漁業と関りが深く、町の重要な産業となっている。また、花を生かした町づくり、歴史的建造物の景観など豊かな地域資源を生かした観光開発にも取り組んでいる。万が一、伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合には、本町の主要産業である漁業や観光に大きな影響があると想定される。

このような緊急事態に備え、室津地区を中心に再生可能エネルギーを活用した安心・安全なまちづくりを進める必要があると考えている。また、総合文化センターを含め近隣施設に再生可能エネルギー利活用による地域振興及び産業の創出に取り組むことにより地域住民のエネルギーに対する理解、関心を深めていく必要がある。

事業実施にあたっては、再生可能エネルギー設備の導入検討や産業・観光の中心施設とその関連施設における再エネ活用により、本町の地域課題である「定住促進」、「産業振興」、「雇用の創出」、「住みやすいまちの実感」の実現を具体化するなど、高度な技術力、企画力及び経験が求められる。実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の価格以外の要素を含めた総合的な能力を必要とすることから、これらを履行するに足る能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

なお、令和5年度には、地域の再生可能エネルギー賦存量・利用可能量を調査し、それに基づき室津地区の主要3施設（鳩子の湯、総合文化センター、道の駅）における再エネ導入プロジェクトを検討し、令和6年度は、主要3施設における再エネ導入プロジェクトを具体化するため、建物の構造確認や1施設（鳩子の湯）の太陽光発電設備の実施設計を行った。令和7年度は、その調査結果を踏まえ、より効果的な再エネ導入を目的に、残り2施設（総合文化センター、道の駅）の実施設計及び横展開候補の1施設（栽培漁業センター）における基本計画を行い、令和8年度における太陽光発電設備の導入を目指す。

2. 業務概要

（1）業務名

令和7年度 花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務

（2）業務内容

別紙、令和7年度 花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の次の日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 履行場所

山口県上関町内

(5) 事業規模（提案限度価格）

18,181,900 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国・県税及び町税（全税）の滞納がないものであること。
- (5) 上関町建設工事等競争入札参加者資格審査申請要領の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の登録がされていること。
- (6) 上関町が発注する建設工事等に係る指名基準及び指名停止等の措置要領（平成8年上関町要領第1号）による指名停止期間中ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (8) 過去10年間に官庁、地方公共団体との契約により、本業務の内容と同一又は同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。

4. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項 目	期 日	備 考
実施要領等の公表	令和7年5月 8日（木）	上関町公式ホームページに掲示
参加申込書の提出期限	令和7年5月22日（木）	郵送又は持参 午後5時（必着） （様式第1号）
参加資格審査結果通知	令和7年5月26日（月）	書面にて通知
質問書の受付期限	令和7年5月29日（木）	原則、電子メール 午後5時（必着） （様式第7号）
質問書に対する回答	令和7年6月 3日（火）	電子メールにて回答

企画提案書等の提出期限	令和7年6月 9日（月）	郵送又は持参 午後5時（必着）
一次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月12日（木）	書面にて通知、プレゼンテーション案内送付
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月18日（水）	上関町役場
選定結果の通知	令和7年6月下旬	書面にて通知
業務委託契約の締結・業務開始	令和7年6月下旬	

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

5. 参加申込書の提出

このプロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり書類等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月22日（木） 午後5時（必着）

（2）提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
①公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号	1部
②会社概要書（企業パンフレット可）	任意様式	1部
③本要領3（8）に示した業務実績概要	様式第4号	1部
④本要領3（8）に示した業務契約書の鏡の写し	－	1部
⑤直近年度の町・県税※及び国税の納税証明書（コピー可） ※契約等に関する権限を委託された事業所所在地のもの	－	1部

（3）提出方法

12に記載の担当課へ郵送又は持参。

（4）参加資格審査結果

令和7年5月26日（月）までに、参加表明者全てに審査結果を書面にて通知する。

6. 質問受付及び回答

（1）受付期限

令和7年5月29日（木） 午後5時（必着）

（2）質問提出方法

実施要領等に係る質問は、質問書（様式第7号）により、12に記載の担当課へ、原則、電子メールで行うこと。

（3）回答方法

質問事項の回答は、令和7年6月3日（火）までに、参加資格審査を通過した参加表明者全てに電子メールで回答する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7. 企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加するものは、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わないものは、参加申込書の提出がなかったものとみなす。

なお、作成要領は別添の「資料作成要領」のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第2号）
- ② 企画提案書（本編）
- ③ 見積書（様式第3号）及び見積内訳書（任意様式）
- ④ 実績調書（様式第4号） ※5（1）③で提出したものと同一でよい。
- ⑤ 予定技術者の経歴及び業務実績（様式第5・6号）

(2) 提出期限

令和7年6月9日（月） 午後5時（必着）

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(4) 提出場所

上関町役場 企画財政課

(5) 提出方法

12に記載の担当課へ郵送または持参。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

(6) その他

- ① 企画提案書は業務実施に当たっての基本的な考え方や手法、PRポイント等を求めるもので、成果品の一部の作成や提出を求めるものではないこと。
- ② 提出後の提出書類等の差し替え及び修正、追加等は認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、補足の資料の提出を求めることがある。
- ③ 企画提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は、注釈を付けること。
- ④ 企画提案書に記載した管理技術者等の主たる従事予定者を変更することはできない。
- ⑤ 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- ⑥ 参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を速やかに郵送又は持参にて12に記載の担当課へ提出すること。

8. 選定審査

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）

提出書類を基に審査を行い、企画提案者の選定結果は、令和7年6月12日（木）までに全ての企画提案書提出者へ書面にて通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日：令和7年6月18日（水）

※開始時間及び場所については、別途連絡する。

②プレゼンテーションの方法

ア 実施順は、企画提案書の受付順とする。

イ 説明時間は1業者につき、20分までとする。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務の管理技術者となるものは必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

オ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては事務局で準備を行う。

カ 次のいずれかに該当する場合は提案者を失格とする。

- ・プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・本実施要領で示す委託額を超過する額で提案が行われた場合。
- ・公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。

③ヒアリングの方法

プレゼンテーションに引き続き、1業者あたり10分程度のヒアリングを実施する。

9. 審査方法

(1) 選定手順

町が設置する「花咲く海の町「上関」再エネ活用プロジェクト業務事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、別表の「評価基準」に基づき評価及び選定を行う。

なお、参加事業者が1者のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、「評価基準」に基づき評価を行い選定の可否を決定する。

(2) 優先交渉権者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先交渉権者として決定する。

ただし、評価合計点の6割以上を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

また、最高評価点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果

選定結果については、優先交渉権者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

10. 契約締結

優先交渉権者決定後、提案内容に基づき協議を行い、両者協議が整った場合、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、下記のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の仕様内容は、仕様書等にその予定を記載しているものであるため、仕様内容の確定については、契約締結前に優先交渉権者との協議により変更する場合がある。
- (4) 提出された参考見積書は、契約金額を保障するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書等のため作成した資料や、本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (8) 提出された書類は、上関町情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (9) 本実施要領に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

12. 書類の提出場所及び問合せ先

上関町役場 企画財政課

所在地：〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地

電話番号：0820-62-0316 FAX 番号：0820-62-1600

メール：taisakushitsu@town.kaminoseki.lg.jp